

再生可能エネルギー等補助制度のご案内

～再生可能エネルギー等を設置された方に設置費用の一部を補助します～

市では、再生可能エネルギー等（住宅用太陽光発電システム、家庭用燃料電池システム（エネファーム）、家庭用エネルギー管理システム（HEMS）、家庭用リチウムイオン蓄電池）の普及を促進することにより、民生家庭部門における地球温暖化防止を図るため、設置費用の一部を補助します。

【募集期間】令和3年6月1日（火）～令和4年2月28日（月）

※ ただし、土日、祝日及び12月29日から1月3日までを除きます。

| 対象設備 | 補助金額 | 募集件数 | 予算額 |
|---------------|-----------------------------|-------|---------|
| 太陽光発電システム | 上限8万円 (2万円/kw×4kwまで) | 約140件 | 1,120万円 |
| エネファーム | 上限4万円 | 約200件 | 800万円 |
| HEMS | 上限1万円 | 約40件 | 40万円 |
| 家庭用リチウムイオン蓄電池 | 上限9万円 (1.5万円/kwh×6kwhまで) | 約80件 | 720万円 |

※太陽光発電システムについては、「全量買取制度」は補助対象外となります。

【対象者】対象者は以下の要件を満たすことが条件です。

- 自らが居住している市内の住宅（店舗等と併用可）に対象設備を設置し、又は市内の対象設備付き住宅（未入居の新築物件に限る。）を購入し自ら居住している個人であること。
- 太陽光発電システムについては、電力会社との電力受給開始日が令和3年3月1日以降であること。
エネファーム・HEMS・蓄電池については、設置・引渡し日が令和3年3月1日以降であること。
- 補助金申請時において、市税を滞納していないこと。（延滞金も滞納に含まれます。）

など

【申請方法】次の受付場所、時間に直接、申請書類を持参してください。

場 所 環境企画課（東大阪市役所 総合庁舎15階）

時 間 午前9時～午後5時30分（ただし、12時～12時45分の間を除く）

※ 郵送、ファクシミリ、電子メール等による受付はいたしません。

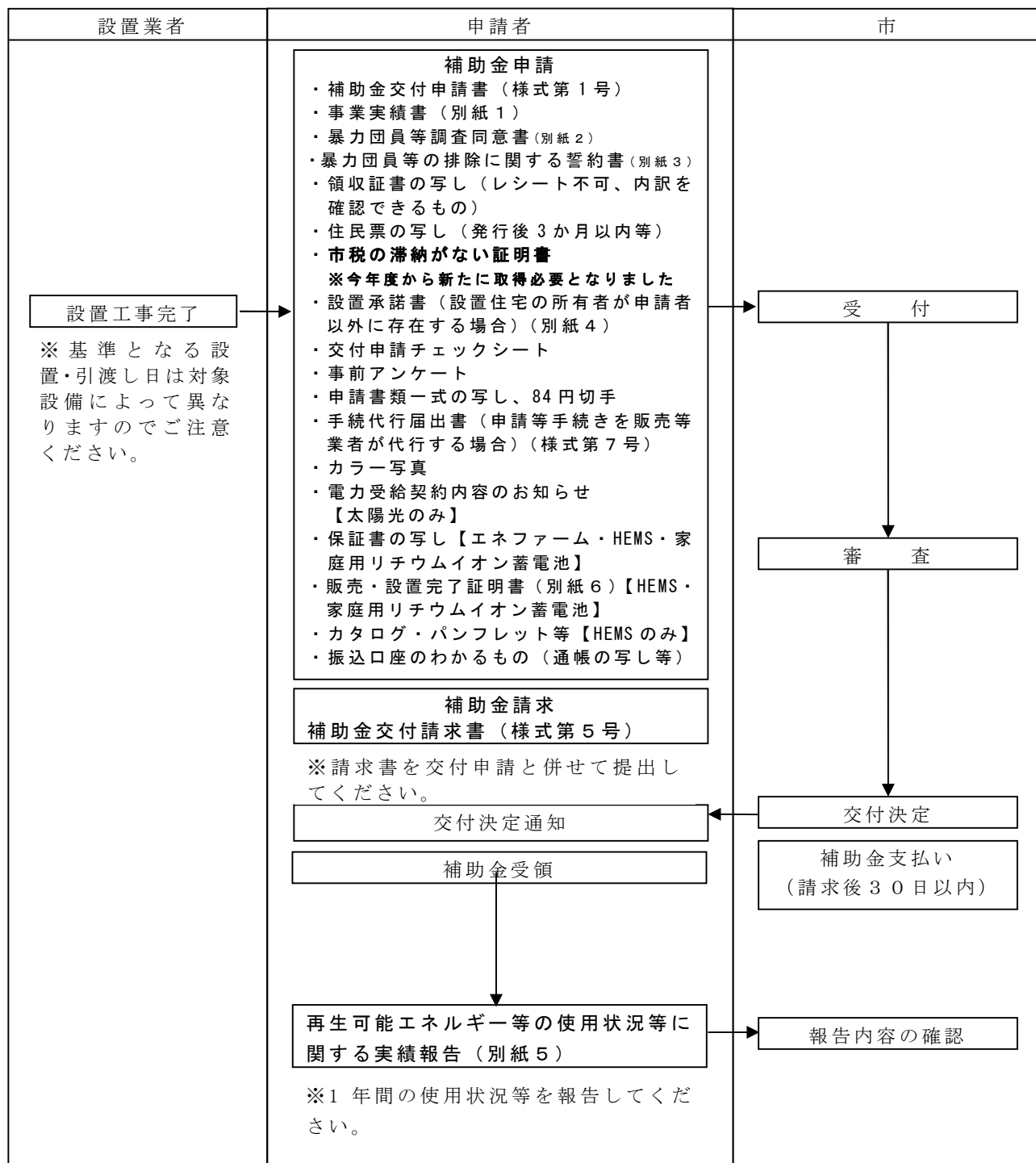
【手続き】補助金交付手続きの流れ（裏面）をご覧ください。

申請書類は、東大阪市ウェブサイト環境企画課のページからダウンロードできます。

申請書類の郵送を希望の場合は、住所、氏名を記入し、210円分の切手を貼った返信用封筒（角2：A4サイズが入るもの）を同封のうえ、環境企画課までご請求ください。

※ 詳細については、補助金交付要綱及び募集要領をご覧ください。

補助金交付手続きの流れ



トラブルにご注意ください！

売電収入についての過剰又は不正確な説明や、今すぐ契約しないと補助金が受けられないなど、契約を急がせる、お得感の強調、長時間にわたる勧誘等の販売に関するトラブルが増加しています。補助金、発電量、売電量などについて、自ら情報収集をするとともに、契約の際は複数の業者から見積りを取るなどし、納得できる業者と契約をしてください。

お問合せ先 東大阪市環境部環境企画課 〒577-8521 東大阪市荒本北1丁目1番1号
 TEL：(06)4309-3198 FAX：(06)4309-3829
 E-mail：kankyokikaku@city.higashiosaka.lg.jp
 http://www.city.higashiosaka.lg.jp/0000015249.html

設備の購入・設置工事は市内の業者で！